

総務文教委員会

主な審査内容

●大竹市立学校設置条例の一部改正について



解説 平成27、28年度の玖波小学校改築のため、工事期間中児童は中学校へ通学することに伴い、学校設置条例の玖波小学校の位置の変更をするもの。

Q 通学路の一般車両の時間帯制限は考えているのかを問う。

A 一般車両の時間帯制限については考えていない。

Q 通学路の検討課題について具体的に知りたい。

A 県道と恵川大橋の交差点の横断歩道には信号機が設置されていないので、保護者や地域の方に見守りをお願いしながら気をつけて横断してもらいたいと考えている。

Q 小学生・中学生ともに生活環境が変わるため、一緒に生活することでお互いストレスが溜まるのではないか。そういった時に小中の運営を調整・検討する組織的なものが出来ているのかを問う。

ものが出来ているのかを問う。

A 一緒になってからの生活については、現在も玖波小・中の教員が連携をとって協議している。一緒になってわかる問題については、その都度協議していきたい。また、一緒になることのマイナス面だけを捉えず、小中連携などのプラス面にも効果を期待しており、教育委員会としても連携が深まるような一年半にしたいと考えている。

※採決の結果、原案のとおり可決



本会議での採決の結果
原案のとおり可決



恵川大橋

生活環境委員会

主な審査内容

●訴えの提起について



解説 昭和42年に、家畜の放牧及びそれに伴う施設を用途として甲島の市有財産貸付契約を行ったが、近年、貸付用途の利用が認められなかったため、工作物の撤去及び土地の明渡し等の民事訴訟を土地の使用者に対して提起するもの。

Q 50年近く契約の更新をしなかったのに、突然打ち切り返還を求めているが、最も大切な理由が記載されていないのはなぜかを問う。

A 普通財産の貸付を見直す中で、具体的に定められた基準と照らし合わせたとき、本件は貸し付ける理由が見当たらない。

Q 前回の現地調査から18年後に現地調査を行い、使用していないと判断しているが、なぜ相手方が今後どのようにするかを確認しなかったのかを問う。

A 契約更新をしない旨の通知をした後に次への準備の話を伺った。しかし貸付要領の規定にはそぐわないと判断し契約更新を断った。

Q 管理上の問題点と、返還後の予定について問う。

A 貸し付ける場合、年に何回か現地確認が必要となる。現地確認費用が貸付賃料では赤字となり、管理上好ましくないと考える。返還後の予定はない。

Q なぜ、今さら裁判をするのかを問う。

A 話し合いの返還を考えるが、このままでは返してもらえない土地になるのではないかと懸念があり、それを避けるためである。

Q 契約を更新しなくても相手方が生活していくために困らないと判断したものが他にもあるか問う。

A 牧畜のみでなく他に生業を持つておられ、生活するうえでは困らないと判断している。

【閉会中の継続審査の申し出】

○「相手の意向や、農業、酪農のさらなる振興という立場で対応を考えてほしい」
起立採決の結果、
閉会中の継続審査は否決



※賛成・反対討論ののち

起立採決の結果、

原案のとおり可決

●大竹市太陽光発電設備基金条例の制定について



木野集会所に設置する太陽光発電設備からの売電収入を、設備の維持管理及び更新に要する財源に充てるための条例を制定するもの。

Q 設備導入について、費用対効果の検証を行っているのか。また、個人の設置時の補助金交付について不公平を理由に取りやめた経緯があるが、公共施設への設備導入の場合との整合性について問う。

A 図書館と木野集会所については100%補助のため、費用対効果の考えは出てこない。修繕等のランニングコストは基金の積み上げ額で対応する。買取価格を比較すると個人は30円台であるが、当事業では8円となっている。一般電気利用者への料金転嫁はほぼ無いので不公平にならないと考える。

Q 売電収入はどの程度見込んでいるか。また、基金の処分は木野集会所の設備のみなのかを問う。

A 余剰電力を19・9キロワットアワー、売電収入を年額6万円程度と見込んでいる。売電収入で更新できるのは木野集会所と図書館の設備のみである。

●大竹市総合福祉センター設置及び管理条例の一部改正について



施設本来の用途や設置目的を妨げない限度において、企業等が行う活動についても、指定管理者が柔軟に使用許可できるように条例を改正するもの。

Q どういうものに使用が拡大されるのか、またどういうものに使えないのか問う。

A 公序良俗に反するような営業や長期間占有するような使用は許可しない。

使用拡大で営利活動として想定しているのは、企業の会議、入社式、求人説明会及び社員研修、商品の展示・販売、参加費徴収の講習会、音楽の発表会、臨時的な学習会などである。



大竹市総合福祉センター1階会議室

●大竹市と廿日市市との間における一般廃棄物処理事務の委託に関する協議について

Q 本市と廿日市市でのごみの分別の違いは、今後の協議で決めていくのか問う。

A 両市で協議する中で、本市が分別している可燃ごみとプラスチックを併せて処理をすることでエネルギー回収の効率化が図れるということを進めている。



Q 両市の間では、ごみの減量化の取り組みの違いがある。費用負担が同じでは、住民は不公平を感じるのではないかと問う。

A 廿日市市においても、ごみ処理手数料導入の審議を進めていると聞いている。ごみの減量化を図り、減量化後の廃棄物をエネルギーとして有効に活用していくために広域で大きな施設をもち、回収率を高くするよう取り組んでいる。

※採決の結果、すべての議案が原案のとおり可決

●訴えの提起について



【反対討論】

○「相手方は将来の利用のために投資を行っている。市の言い分を半ば強制的に通すことに納得できない。市と市民とが争いを起こすべきでないと考ええる」

○「現在放牧を再開しており、農業振興からも、畜産を育てるべきである。市民の税金で市民を訴えることに疑問を感じ、裁判については反対する」

【賛成討論】

○「和解ということもあるが、双方の言い分が平行線の状況であれば、司法の立場にゆだねることはやむを得ないと考ええる」

○「市は普通財産貸付要領から見て間違った点を認めており、契約を継続しないことによる相手方の影響も確認している。主張の相違は司法の中で判断するのが良い」

本会議での採決の結果

原案のとおり可決